

[事案 29-8] 入院・手術給付金支払請求

・平成 29 年 11 月 10 日 裁定終了

<事案の概要>

入院・手術の原因となった疾病が責任開始期前の発病であるとして支払いを拒否されたことを不服として、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

契約前に検査を受けた病院から子宮筋腫であることを伝えられておらず、告知できなかったため、平成 27 年 6 月に契約した医療保険に基づき、入院給付金および手術給付金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人は、契約の 2～3 年前に受診した 2 回の子宮頸がん検診の際に実施したエコー検査にて子宮筋腫が判明しており、本入院・手術は責任開始期以後に発病した疾病の治療を目的とするものではない。
- (2) 給付金の不支払いは告知がなかったことを理由とするものではない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の事情を確認するため、申立人および募集人の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が子宮筋腫であることを病院から告げられていなかったとは認められず、本入院・手術は責任開始期後に発病した疾病の治療のためであるとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。